

適格株式移転があった場合の完全親法人に係る評価額 [Profession Journal No. 8  
(2013年2月28日)に掲載]

税理士 新沼 潮

**【問】**

一般的に、少数株主である個人が自らの親族に株式を贈与する際の評価額は、配当還元方式によることでよいと理解しています。

当社は、組織再編成の一環として、適格株式移転により完全親法人を新設する予定です。

適格株式移転の前後で配当還元方式による評価を行う場合に、何か注意すべき点がありますか。

**【回答（要旨）】**

適格株式移転の前後において、現行の財産評価基本通達における配当還元方式によって評価した場合には、貴社の株主数が50人未満のときと、50人以上のときとで、評価額が大きく異なる可能性があります。

**1 財産評価基本通達における配当還元方式に係る評価額**

財産評価基本通達における配当還元方式による評価をする場合、次の算式によることとされています（財基通188-2）。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当額} \times}{10\%} \times \frac{\text{その株式 1 株当たりの  
資本金等の額}}{50 \text{ 円}} = 50 \text{ 円}$$

※ 年配当金額が2円50銭未満の場合又は無配の場合には、2.5円となります。

適格株式移転があった場合には、下記2の場合と同じように、完全子法人の株主数によって、完全親法人の資本金等の額が異なることがあります。

この配当還元方式による評価は、1株当たりの「資本金等の額」を用いて計算するため、その評価方式を選択できる少数株主の株式の評価額が、適格株式移転の前後で大きく異なることがあります。

**2 完全親法人の資本金等の額の計算方法等**

**(1) 適格株式移転での完全親法人における資本金等の額**

適格株式移転により完全子法人株式の移転を受けた完全親法人における資本金等の額は、その適格株式移転に係る完全子法人株式の取得価額から、増加資本金額等（その適

格株式移転により消滅した完全子法人の新株予約権に代えて完全親法人の新株予約権を交付した場合の、その消滅直前の完全子法人の新株予約権の帳簿価額相当額)を減算した金額となります(法令8①十一イ)。

## (2) (1)の前提となる完全子法人株式の取得価額

適格株式移転により完全親法人が取得をした完全子法人株式の取得価額は、その適格株式移転直前におけるその完全子法人の株主の数によって異なります。

この完全子法人株式の取得価額は、その完全子法人の株主の数が50人未満である場合には、その株主が有していた完全子法人株式の直前の帳簿価額相当額となり、その完全子法人の株主の数が50人以上である場合には、その完全子法人の簿価純資産価額相当額となります(法令119①十一イ・ロ)。

## (3) 完全子法人の株主に係る完全親法人株式の取得価額

適格株式移転に係る完全子法人の株主であった法人が、その適格株式移転により取得した完全親法人株式の取得価額は、その適格株式移転直前の完全子法人株式の帳簿価額相当額となります(法令119①十)。

株主数が50人未満であるか、50人以上であるかということは、これには影響しません。

なお、個人株主においても同様で、完全子法人株式の取得価額を完全親法人株式の取得価額として付け替えることとなります(所法57の4②、所令167の7⑤)。

## 3 事例

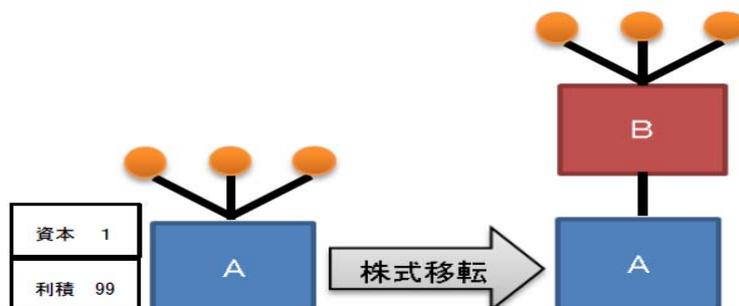
上記1及び2を踏まえて、次の簡単な事例について、解説を行います。

### — 前提 —

A社が適格株式移転によりB社を設立する。

A社は、純資産100億(資本金1億円、利益積立金99億円)、発行済株式数1,000,000株(1株当たりの資本金等の額100円、純資産価額10,000円)、直前期及び直前々期は2.5円の配当とする。

なお、A社株主の帳簿価額は1株当たり100円とする。



A社の株主が適格株式移転によりB社の株主となりますが、株式移転前のA社株主の配当還元方式によるA社株式の評価額は、次の通りです。

$$\frac{2.5 \text{ 円}}{10\%} \times \frac{100 \text{ 円}}{50 \text{ 円}} = 50 \text{ 円}$$

#### ① A社の株主が50人未満であった場合

完全親法人B社がその移転により取得をしたA社株式の取得価額は、A社の株主数が50人未満であるため、その株主が有していたA社の直前の帳簿価額相当額となります。よって、B社において次の処理がなされます。

(A社株式) 1億円 / (資本金等) 1億円

そして、配当還元方式を選択できる株主のB社株式の評価額は、財産評価基本通達188-2によると、次の通りとなります。

$$\frac{2.5 \text{ 円}}{10\%} \times \frac{100 \text{ 円}}{50 \text{ 円}} = 50 \text{ 円}$$

#### ② A社の株主が50人以上であった場合

完全親法人B社がその移転により取得をしたA社株式の取得価額は、A社の株主数が50人以上であるため、A社の簿価純資産価額相当額となります。このため、B社において、次の処理が行われます。

(A社株式) 100億円 / (資本金等) 100億円

そして、配当還元方式を選択できる株主のB社株式の評価額は、財産評価基本通達188-2によると、次の通りとなります。

$$\frac{2.5 \text{ 円}}{10\%} \times \frac{10,000 \text{ 円}}{50 \text{ 円}} = 5,000 \text{ 円}$$

#### ③ 比較

上記①と②を比較すると、配当還元方式を選択できる少数株主について、適格株式移転が行われたことにより、その評価額が大きく異なる状態となっていることが分かります。

現行の財産評価基本通達によれば、②のように純資産価額の全額が資本金等の額に反映されているような場合においても、資本金等の額を50円で割り戻し、2.5円規制（額面が50円であった時代の額面金額の1/2を特例評価の下限とするための措置）がその評価に用いられることとなるため、配当還元方式による評価が純資産価額の半分になるという結果となり、非常にバランスを欠くこととなります。

なお、株主のB社株式の1株当たりの取得価額は、①及び②のいずれの場合も、旧株簿価の100円のままです。

#### 4 まとめ

この配当還元方式における算式中の「資本金等の額」（財基通188-2）については、従来、「資本金の額」とされてきましたが、平成18年度の会社法制定及び法人税法改正を受け、同年10月に改正がなされたものです。

「資本金等の額」の整理について、『平成18年度 税制改正の解説』（242頁、財務省）では「法人税法上の払込資本は法人の資本の金額又は出資金額と資本積立金額の合計額とされ、また、この資本積立金額はその増減によって規定されてきましたが、会社法の制定を機に、「法人が株主等から出資を受けた金額」としてその概念の明確化が図られました（法2十六）。」と説明されています。

「概念の明確化」が図られたのみであれば、実質は変わっていないはずですが、財産評価基本通達188-2の計算式が、何の説明もなく、「資本金の額」から「資本金等の額」に変更されたため、配当還元方式を用いた場合の評価額が著しく高くなるケースが生ずることとなっています。

#### <参考>

##### （同族株主以外の株主等が取得した株式の評価）

財産評価基本通達 188-2 前項の株式の価額は、その株式に係る年配当金額（183《評価会社の1株当たりの配当金額等の計算》の(1)に定める1株当たりの配当金額をいう。ただし、その金額が2円50銭未満のもの及び無配のものにあつては2円50銭とする。）を基として、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、その金額がその株式を179《取引相場のない株式の評価の原則》の定めにより評価するものとして計算した金額を超える場合には、179《取引相場のない株式の評価の原則》の定めにより計算した金額によって評価する。

$$\frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

（注）上記算式の「その株式に係る年配当金額」は1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額であるので、算式中において、評価会社の直前期末における1株当たりの資本金等の額の50円に対する倍数を乗じて評価額を計算することとしていることに留意する。